

MR の宣伝活動に関する院内規則

横浜市立大学附属病院

(目的)

第 1 条

1. 横浜市立大学附属病院(以下「当院」という。)における医薬品の適正使用を推進するために、製薬会社の医薬品情報提供者(以下「MR」という。)の院内での宣伝活動について定めたものである。
2. 当院で宣伝活動を行う MR はこの規則を守り、適正な情報提供に努めなければならない。

(活動許可申請)

第 2 条

1. 当院内で新規に MR 活動を行う場合は事前に「附属病院業務活動許可登録申請書」を病院長に提出し許可を受けること。担当者の交代の場合も同様とする。
2. 当院で活動中は必ず「活動許可個人証」を見やすい位置に常時着用すること。

(活動時間・場所)

第 3 条

1. 医師や他の職員に面会を希望する場合は、「公立大学法人横浜市立大学附属病院の企業職員教務活動管理要綱」に従うこととする。
2. 薬剤部への訪問は、原則医薬品情報管理室(以下「DI 室」という。)に平日 14 時～17 時とする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

(医薬品情報の提供)

第 4 条

1. 当院で使用する医薬品の安全性・有効性、添付文書改訂、剤形変更等に関する情報は速やかに提供すること。

(医薬品の宣伝活動)

第 5 条

1. 新規医薬品の宣伝活動を行う場合は、薬剤部長に「新規医薬品宣伝申請書」を提出すること。後発医薬品については新剤形の場合のみ提出すること。
2. 原則薬剤部でのヒアリング後、宣伝活動を行うこと。

(説明会・講演会)

第 6 条

1. 当院の施設を利用し、医師や他の職員を対象に医薬品に関する説明会・講演会を行う場合には、事前に薬剤部長に届出を行うこと。
2. 説明会・講演会終了後、「医薬品の適正使用に関わる院内研修会報告書」を提出すること。

(その他)

第 7 条

1. 本規則に定められたもの以外で必要と認められる事項が発生した場合は、その都度検討する。

(附則)

この要綱は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。